

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

また、この公告による調達は、競争入札参加資格確認申請及び入札を郵便により行うほか、奈良県物品電子入札等システム（以下「電子入札システム」といいます。）により行います。

平成29年2月10日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

次亜塩素酸ナトリウムの購入

2 購入予定数量

約924トン

3 品質規格

- (1) 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条第16号の規定に基づく基準に適合すること。
- (2) 別紙仕様書の規格に適合すること。

4 納入期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

5 納入場所

広域水道センター桜井浄水場（桜井市大字初瀬3701）

広域水道センター御所浄水場（御所市大字戸毛367-2）

6 入札方法

- (1) 入札は、1トン単価で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札は、電子入札システムを利用して行います。

詳細は、奈良県会計局総務課の奈良県物品電子入札等システムポータルサイトから確認できます。

ホームページアドレス <http://www.pref.nara.jp/26215.htm>

なお、電子入札システムを利用できない場合は、郵便による入札書の提出により入札に参加することができます。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目I2化学工業薬品に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号（直通）0742-27-8908

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であること。

第3 入札手続等

1 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 交付期間 平成29年2月10日（金）から同年3月29日（水）まで
- (2) 方法 奈良県会計局総務課の奈良県物品電子入札等システムポータルサイトのホームページからダウンロードしてください。ダウンロード時間は、午前6時から午後11時までです。

ホームページアドレス <http://www.pref.nara.jp/26215.htm>

2 入札説明会の開催

実施しません。

3 競争入札参加資格の確認

この調達の入札に参加しようとする者は、入札説明書の5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 提出期限 平成29年3月7日（火）午後5時（期限までに到着したもののみ有効とします。）

(2) 提出場所 第4の12に同じ。

(3) 提出方法

ア 入札を電子入札システムにより行う場合

競争入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出するとともに、入札説明書の5の(2)に定める提出書類を郵便又は持参により提出してください。

イ 入札を郵便により行う場合

競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書の5の(2)に定める提出書類を郵便又は持参により提出してください。

(4) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

4 入札の受付及び開札の場所等

(1) 入札の受付

ア 電子入札システムによる入札

電子入札システムにより、入札書に必要事項を入力し、入札説明書の6の(1)(カ)の競争入札参加資格確認審査結果通知を受けた日から平成29年3月28日（火）午後8時までの間に電子入札システムのサーバーへ入札書が到着するように送信しなければなりません。

なお、電子入札システムの稼働時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」といいます。）を除きます。）の午前8時30分から午後8時までです。

イ 郵便による入札

書留郵便に限ります。書留郵便の表面に「平成29年3月29日開札 次亜塩素酸ナトリウムの購入に係る入札書在中」と朱書き、平成29年3月28日（火）までに第4の12に示す場所へ到着するようにしてください。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（２回目）を行う場合がありますので、初度入札（１回目）に係る入札書と再度入札（２回目）に係る入札書の提出を認めるものとします。

詳細は、入札説明書によります。

(2) 開札の場所 奈良市法蓮町 7 5 7

奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎 4 階）

(3) 開札の日時 平成 2 9 年 3 月 2 9 日（水） 午後 1 時

5 入札執行回数

入札執行回数は、２回を限度とします。初度入札（１回目）において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合の再度入札（２回目）については、平成 2 9 年 3 月 3 0 日（木）午後 1 時から開札を行います。

詳細は、入札説明書によります。

5 入札執行回数

入札執行回数は、２回を限度とします。初度入札（１回目）において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合の再度入札（２回目）については、平成 2 9 年 3 月 3 0 日（木）午後 1 時から開札を行います。

詳細は、入札説明書によります。

第 4 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

奈良県営水道契約規程（昭和 4 2 年 6 月奈良県営水道企業管理規程第 6 号）第 1 9 条に定めるところによります。

4 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県営水道契約規程

(昭和42年6月奈良県営水道企業管理規程第6号) 第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等

(1) この調達に係る予算が議決されなかった場合は、この調達手続について停止等の措置を行う場合があります。

(2) この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

有(入札説明書で示す競争入札参加資格の確認の手続が必要です。)

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。))、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

(2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与し

ているとき。

- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒630-8113 奈良市法蓮町757

奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎4階）

電話番号（直通）0742-20-4621

13 電子入札システムの操作方法に関する問い合わせ先

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号 0570-021-777

Email sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

受付時間は、月曜日から金曜日まで（休日を除きます。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除きます。）です。

14 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

第5 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium hypochlorite of water works, 924ton
- 2 Deadline for bid applications by mail: March 28, 2017
- 3 Deadline for bid applications by electronic bidding system: 8:00 p.m., March 28, 2017
- 4 Opening time and day of the bid: 1:00 p.m., March 29, 2017
- 5 For further information, please contact: General and Contract Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau, Nara Prefectural Government 4th floor, Nara General Office Building of Nara Prefectural Government 757 Houren-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8113 Japan
TEL : 0742-20-4621(direct line)